

入札説明書

件名

県立学校 1 人 1 台端末生徒用アカウント年次更新業務

- 入札説明書本文
- 添付図書
 - ・ 仕様書
 - ・ 委託契約書（案）
 - ・ 入札（契約）保証金について
 - ・ 様式 1 入札参加資格確認申請書
 - ・ 様式 2 入札書
 - ・ 様式 3 委任状
 - ・ 様式 4 見積書

愛媛県

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件業務委託に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 件名

県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務

(2) 委託期間

令和5年4月1日から令和5年4月7日まで

(3) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について令和2年度、令和3年度及び令和4年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた事業者で、次の事項に該当すると認められたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 下記の企業認定・認証の何れかを取得している者であること

・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証 ・「プライバシーマーク」認証

3 入札参加資格の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式1。以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(2) 入札参加資格の確認結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、入札までに入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(3) 申請書の受付

ア 受付期間

令和5年3月15日（水）から令和5年3月24日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日を含む）を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 受付場所

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912-2951

(4) 製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負当申請書」という。）を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。

製造の請負等申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）941-2156

- (5) その他
 - ア 申請書の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。
 - イ 提出された申請書は返却しない。
 - ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書案、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、3（3）イに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（様式2）を提出しなければならない。
 - ア 委託業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書は、持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたととき、又は天災その他必要と認めたとときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札金額は、委託業務の本体価格を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 開札

- (1) 開札の日時及び場所
 - 令和5年3月29日（水）午後1時30分
 - 愛媛県庁第一別館6階第14会議室
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。入札参加資格者又はその代理人は、開札の立会を希望しないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて

これを行う。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場から退出することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあつては別紙入札権限に関する委任状（様式3）を提出しなければならない。
- (5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書（様式4）を徴する。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書又は入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札書
- (7) 件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書
- (10) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (11) その他会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とし、ない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行

者の行う調査に協力しなければならない。

ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。

なお、最低の価格で入札をした者を落札者とし、最低の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とすることがある。

- (5) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、会計規則、仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合せには参加できないものとする。
- (8) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日以内に契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があつたときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 知事及びが契約の相手方が契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

契約書案のとおり。

9 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札保証金免除申請書」を提出し、「入札保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。（「入札（契約）保証金について」参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) (1)、(2)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。（「入札（契約）保証金について」参照）

10 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。

ただし、「契約保証金免除申請書」を提出し、「契約保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。（「入札（契約）保証金について」参照）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

11 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくは契約の相手方が、本件委託業務に関して要した費用については、全て当該入札参加者が負担するものとする。
- (2) 本件入札契約手続きに関しての照会先は、3(3)イに掲げるとおり。
- (3) 当該入札は、令和5年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。